

《編》	《章》	《主な内容》
第1編 総論	第1章 練馬区の責務、計画の位置づけ、構成等	区の責務や 計画作成の目的、計画の不断の見直しを記述
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	計画の基本方針、留意事項（基本的人権の尊重等）を明示
	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	区を始め、都・他区市町村・指定行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の役割を明示
	第4章 練馬区の地理的、社会的特徴	地形、人口、交通網・施設、危険施設等について記載
	第5章 練馬区国民保護計画が対象とする事態	着上陸侵攻・ゲリラや特殊部隊による攻撃・弾道ミサイル攻撃・航空攻撃の4類型とNBC攻撃について、その特徴・留意点等を記述
第2編 平素からの備え	第1章 組織・体制の整備等	区の各部署が平素から行うべき業務等を明示するとともに、初動体制や職員の参集基準・非常通信体制、情報収集・提供体制、都民の権利・利益の救済手続きの整備、警報内容・避難方法等の普及啓発、国民保護に関する訓練等を記述
	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	平素から把握しておくべき避難、救援及び武力攻撃災害に関する基礎的情報、避難施設の指定や運営体制、物資・資材の備蓄、住民・物資の輸送体制、避難誘導に関する支援・協力、生活関連施設等の安全確保、救急・救助に関する備え等を記述
	第3章 物資及び資材の備蓄、整備	区が平素から把握しておくべき物資・資材の備蓄、整備等を記述
	第4章 国民保護に関する啓発	国民保護の仕組み、住民がとるべき行動、特殊標章等の普及啓発を記述
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	事態認定前における危機管理対策本部等の設置及び初動措置武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応を記述
	第2章 練馬区対策本部の設置等	練馬区国民保護対策本部の組織・分掌、設置する際の手順、関係機関との連携等を記述
	第3章 関係機関相互の連携	国・都、関係機関の長等への措置要請、自衛隊等の派遣要請、自主防災組織等に対する支援、住民への協力要請、区としての応援等を記述
	第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き	国民保護措置の実施に伴う損失補償、不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続等を記述
	第5章 警報及び避難の指示等	警報・緊急通報の内容、伝達方法等について記述
	第6章 救援	都知事が実施する救援措置の補助である区長の役割分担と関係機関との緊密な連携、避難住民や被災住民に対する救援等の記述
	第7章 安否情報の収集・提供	区は、避難住民の誘導の際に避難者名簿を作成する等により安否情報を収集するとともに、都への報告、住民からの問い合わせへの対応等の記述
	第8章 武力攻撃災害への対処	武力攻撃災害への対処、迅速な警報の伝達・住民の避難、生活関連等施設の安全確保、危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除等の記述
	第9章 被災情報の収集及び報告	武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集し、都に報告することについて記述
	第10章 保健衛生の確保その他の措置	避難住民等の保健衛生状況等の把握、廃棄物処理等の記述
	第11章 国民生活の安定に関する措置	生活基盤の確保、公的徴収金の減免等避難住民等の生活安定等の記述
第4編 復旧等	第1章 応急の復旧	武力攻撃災害による被害が発生した区が管理する施設及び設備の応急復旧の記述
	第2章 武力攻撃災害の復旧	武力攻撃災害により被害した区が管理する施設及び設備について、その復旧に関して記述
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	国民保護措置の実施に要した費用の支弁等に関する手続等に必要事項の記述
第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処	第1章 初動対応力の強化	テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「通常時における危機情報の収集」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載
	第2章 通常時における情報収集	テロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を記載
	第3章 発生時の対処	大規模テロ等発生時、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処を記述
	第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処	大規模テロ等の類型に応じた対処を記述